

CORPORATE NEWSLETTER

2016年5月号 (Vol.15)

—会社法—

平成28年6月の定時株主総会に向けた留意点

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 会社法改正と総会対応	弁護士 渡辺 邦広
III. コーポレートガバナンス・コードと総会対応	TEL. 03 6266 8555
IV. その他近時の動向を踏まえた留意点	kunihiro.watanabe@mhmjapan.com
	弁護士 小林 雄介
	TEL. 03 6266 8914
	yusuke.kobayashi@mhmjapan.com

I. はじめに

6月に定時株主総会を開催予定の各社においては、招集通知の校了等も近づき、準備が本格化していることと思われます。本年の6月総会は、平成26年改正後の会社法および会社法施行規則が全面適用されるとともに、コーポレートガバナンス・コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書提出後初めての総会ということにもなり、これらの内容・動向を踏まえた準備が必要となります。そこで、本号では、本年6月の定時株主総会に向けた留意点について整理いたします。

なお、本号における解説は、表題のとおり平成28年6月に開催される定時株主総会を念頭に置いておりますが、その内容の多くは、今後開催される定時株主総会一般に当てはまるものですので、本年5月以降に定時株主総会を開催予定の各社、また既に本年の定時株主総会を終え、来年に向けての課題を検討されている各社においても、ご参考としていただければ幸いです。

II. 会社法改正と総会対応

1. 会社法改正の主な影響

平成27年5月1日に、改正会社法及び改正会社法施行規則が施行されましたが、特に本年6月定時株主総会実務との関係という観点からの主な留意点としては、昨年の総会の段階では経過措置の関係で適用が猶予されていた一部の事項について、本年からは対応が必要となるということが挙げられます。

株主総会参考書類との関係では、5月に招集決議が行われる6月総会の会社においては、昨年の総会において既に新法対応が必要となっていたところであり、本年の総

CORPORATE NEWSLETTER

会に関して新たに検討すべき対象として加わるのは、「親会社等」・「子会社等」の定義の新設に伴う一部の改正事項にとどまります。これに対し、事業報告との関係では、昨年の6月総会の事業報告は、経過措置により基本的に改正前の施行規則準拠で良いとされていたところ、本年事業報告からは全面的に改正後の施行規則の適用が及ぶこととなります。株主総会参考書類及び事業報告について、改正法及び旧法の適用関係並びに対象に加わった事項を整理すれば、以下のとおりです。

	2015年6月総会（昨年）	2016年6月総会（本年）
株主総会参考書類	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係る参考書類の記載は、従前どおり（改正省令附則2条5項） ➢ 「招集の手続が開始された」＝参考書類記載事項を含めて、株主総会の招集に関する事項が取締役会によって決定されること →5月に招集決議が行われる6月総会の参考書類は、新法対応が必要 ➢ 但し、一部の改正点については施行日以後に末日が到来する最初の事業年度に係る定時株主総会から対応すれば良い（改正省令附則2条2項～4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5月招集決議・6月総会の会社における新たな検討対象は、「親会社等」・「子会社等」の定義の新設に伴う以下の点 ✓ 取締役・監査役選任議案において、 <ul style="list-style-type: none"> ①兼任状況等を記載する必要があるグループ会社の範囲についての改正（施規74条3項、74条の3第3項、76条3項）、 ②特定関係事業者の定義内容の改正（施規2条3項19号） ✓ 会計監査人選任議案において、財産上の利益を受けていることを開示する必要があるグループ会社の範囲についての改正（施規77条8号）
事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施行日前に末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告・附属明細書の記載は、従前どおり（改正省令附則2条6項） →6月総会の事業報告は、基本的に改正前の施行規則準拠で良い 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本年事業報告から、改正後の施行規則に準拠。主な事項は以下の点 ✓ 内部統制システムの運用状況の概要（施規118条2号） ✓ 特定完全子会社についての開示（施規118条4号） ✓ 親会社等との利益相反取引についての開示（施規118条5号） ✓ 常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無・理由の開示（施規121条10号） ✓ 社外役員について、近親者であること、役員報酬を受けていることを開示する範囲の改正（施規124条1項3号・7号） ✓ 会計監査人報酬について監査役会等が同意をした理由（施規126条2項）

CORPORATE NEWSLETTER

また、社外取締役・社外監査役の要件（法 2 条 15 号・16 号）に関して、改正会社法の施行時に社外取締役・社外監査役を置く株式会社の社外性の要件については、経過措置により改正前の要件が適用されていましたが、この経過措置の対象となっていた場合でも、本年の 6 月総会の終結後からは、改正後の要件が適用されることとなります。

なお、上場会社等が社外取締役を置いていない場合に「社外取締役を置くことが相当でない理由」について、定時株主総会における説明、株主総会参考書類又は事業報告における記載が必要となる点は（法 347 条の 2、施規 74 条の 2、124 条 2 項・3 項）、経過措置の対象外として既に昨年の 6 月総会の段階から対応が必要でしたので、基本的に本年の総会において新たな対応が必要になるわけではありません。ただし、昨年「相当でない理由」を説明した会社においては、基準時（定時株主総会・事業報告は事業年度末日時点、株主総会参考書類は株主総会参考書類作成時）に照らして、昨年と同様の理由を説明することでよいのかについて検討を要するものと思われます。

2. 総会対応に関して留意すべき会社法改正の主なトピック

(1) 監査等委員会設置会社制度

会社法改正により新たな機関設計として創設された監査等委員会設置会社へ移行する上場企業の数、平成 28 年 6 月末までに 600 社前後（上場企業の 2 割近く）にも達するとの報道もなされており（本ニュースレター配信時点）、初年度に監査等委員会設置会社へ移行した先事例に引き続き、本年度の総会においても多数の会社が監査等委員会設置会社への移行議案を付議することが見込まれます。監査等委員会設置会社への移行に当たっては、移行に関連する議案が決議事項の多くを占めるという事態が生じますが、一般の出席株主にとって監査等委員会設置会社の仕組み等は必ずしも馴染みがあるとは限らないことも予測されること、株主総会の議場における説明に当たって、スライドやナレーションを用いて、監査等委員会設置会社へ移行する目的や監査等委員会設置会社の仕組みを説明するといった工夫を行うことも考えられます。

他方、昨年、監査等委員会設置会社への移行を既に行った会社においては、本年が監査等委員会設置会社として初めて迎えることとなる定時株主総会ということになりますが、監査等委員会設置会社に特有の点としては、監査等委員以外の取締役の選任・解任議案又は報酬議案につき、監査等委員会に株主総会における意見陳述権が認められており（法 342 条の 2 第 4 項、361 条 6 項）、意見がある場合には、当該意見の内容の概要を株主総会参考書類に記載することが必要とされている点が挙げられます（施規 74 条 1 項 3 号、78 条 3 号、82 条 1 項 5 号）。なお、この監査等委員会の意見は必ず決定する必要があるのかどうか、仮に決定する必要がある

CORPORATE NEWSLETTER

としても、決定した意見を必ず定時株主総会で陳述する必要があるのかどうか等については、学説上議論のあるところですが、実務上の対応としては、少なくとも株主総会の場において、株主からこの点に関する監査等委員会の意見を問われた場合に、それに対して監査等委員会として回答することができるように準備しておくことが適切であるものと考えられます。

(2) 会計監査人に関する事項

会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容は、従前は取締役会に決定権限が認められておりましたが、改正会社法の下では、監査役等が決定することに改められました（法 344 条）。また、併せて会社法施行規則の改正により、会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案に係る株主総会参考書類において、監査役等が、議案の内容を決定した理由が新たな記載事項として追加されています（施規 77 条 3 号、81 条 2 号）。したがって、株主総会においてこれらの議案を付議する場合には、当該議案の決定の根拠について監査役等に対して説明が求められることも予想されます。

他方、会計監査人を再任する場合には、通常、特に定時株主総会への議案の付議はなされませんが（法 338 条 2 項参照）、その場合であっても、昨今の上場会社における会計不祥事の問題などを背景として、株主総会の場において株主から会計監査人を再任する理由（不再任としない理由）等を問われることが考えられます。この点についても、監査役等における判断について説明できるよう、想定問答により準備をしておくことが必要です。

なお、会社法施行規則の改正により、会計監査人の報酬等について監査役等が会社法 399 条 1 項の同意をした理由が、事業報告の記載事項として新たに追加されており（施規 126 条 2 号）、この記載内容についても、株主から質問があった場合には説明ができるように想定問答の準備をしておく必要があります。

(3) 内部統制システムに関する事項

会社法及び会社法施行規則の改正により内部統制システムの基本方針として決定すべき事項のうち、いわゆるグループ内部統制に関する事項及び監査を支える体制等の整備に関する事項について決定項目の充実・具体化が図られることとなりましたが、これに加えて、内部統制システムの運用状況の概要についても、事業報告の記載事項として新たに追加されており（施規 118 条 2 号）、前記のとおり本年事業報告から対応が必要となっています。これらを受けて、各社において改定された内部統制システムの基本方針の趣旨・内容や、実際の運用状況、改善していきべき課題の認識等に関して、株主から質問があることが予想されます。

なお、内部統制システムの基本方針に関する決議の内容及びその運用状況についての相当性は監査の対象ともなっているため（施規 129 条 1 項 5 号等）、監査役等

CORPORATE NEWSLETTER

において相当と判断した理由等について質問がされる可能性もあります。このような監査役等の職務領域に及ぶ質問の場合には、基本的に監査役等から回答することが必要と考えられますので、議長の答弁者の指名・回答の手順については、監査役等とも協議してあらかじめ取り決めをしておく方が良いと考えられます。

Ⅲ. コーポレートガバナンス・コードと総会対応

1. CG コードの主な影響

平成 27 年 6 月 1 日より東京証券取引所の上場規則が改正され、コーポレートガバナンス・コード（以下「CG コード」といいます。）が施行されました。具体的には、上場会社は CG コードの趣旨・精神を尊重することが求められ、CG コードの定める各原則を実施（Comply）するか、実施しない理由をコーポレート・ガバナンス報告書において原則ごとに説明（Explain）することが求められます（なお、マザーズ市場・JASDAQ 市場の上場会社は、CG コードのうち、5 つの基本原則のみについて Comply or Explain の対象とされています。）。

CG コードは法令ではありませんので、CG コードによって、会社法・金商法等に基づく法定書類の法定記載事項や株主総会の準備や運営の方法について、直ちに変更を要することになるわけではありません。もっとも、取締役・監査役候補者の個別の選定理由（原則 3-1（v））等、株主総会参考書類等の記載を活用して、CG コードの原則を実施（Comply）するための「開示」を行おうとする場合には、株主総会参考書類等の記載について工夫が必要となります。また、例えば、CG コード対応において、監査役等に財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されていること（原則 4-11）について Comply と整理している場合に、事業報告における会社役員に関する事項の記載として、監査役等が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している場合の記載（施規 121 条 9 号）も漏れなく整合的な記載がなされているか等、CG コード対応を踏まえて事業報告等の記載を見直す必要がないかという観点からの確認も必要になります。

また、株主総会の運営に影響を与える点として、CG コードにおいて、招集通知の早期発送や招集通知発送前の TDnet 等での公表（補充原則 1-2②）、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳（補充原則 1-2④）、機関投資家等の実質株主の総会出席（補充原則 1-2⑤）など、機関投資家等の権利行使に適切な環境整備を目的とする原則が掲げられていますが、これらについても、各社における方針を改めて検討するとともに、コーポレート・ガバナンス報告書を提出する際に Comply と整理した原則を現実に実施していると言えるかという点を確認する必要があります。

なお、CG コード対応初年度と異なり、本年 6 月定時株主総会においては、上場会社は、コーポレート・ガバナンス報告書の前回提出後、「コードの各原則を実施しな

CORPORATE NEWSLETTER

い理由」及び「コードの各原則に基づく開示」について変更がある場合は、定時株主総会の日以後遅滞なく（すなわち特段の猶予期間なく）変更後のコーポレート・ガバナンス報告書を提出しなければならないという点には留意が必要です。また、その際、2015年10月に東京証券取引所のコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領が改訂され、「「コードの各原則を実施しない」とは、将来の実施を決定している場合であっても、報告書の提出日時点で実施していないと判断するものも含まれます。」とされたことにも併せて留意が必要です。

2. CGコードを踏まえた想定問答等における留意点

近時、CGコードの策定・施行も背景に、コーポレートガバナンスに対する株主の関心は着実に高まりつつあります。本年6月定時株主総会は、CGコードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の提出後、初めての総会であり、CGコード施行直後で準備期間も限られた中で迎えた昨年の6月総会とも状況が異なりますので、想定問答等についてもCGコードを踏まえた十分な準備が必要となります。

想定問答の準備に当たっては、コーポレートガバナンスに関する想定問答の内容が、提出済み又は提出予定のコーポレートガバナンス報告書の内容と合致している必要があり、そのような観点から例年用意している想定問答についても見直しの必要がないか検討する必要があります。

また、株主から社外役員を指名して質問があった場合の答弁の態様について、CGコードを契機として見直しの必要がないかという点も検討に値します。すなわち、そのような質問について、従前は、議長の指名により執行側で引き取って回答を行うことも多かったと思われませんが、CGコードにおいて独立社外取締役の有効な活用が重視されている状況を踏まえ、社外役員から答弁することが適切と思われる事項について、今後は、社外役員から積極的に回答を行うことが考えられます。

コーポレートガバナンスの観点で株主の関心が比較的高いと考えられるトピックとしては、例えば、社外取締役の複数選任（原則4-8）、社外取締役の独立性の考え方・判断基準（原則4-9）、役員報酬（報酬基準、業績連動報酬の導入等）（原則3-1、補充原則4-2①）、政策保有株式の保有理由等の説明（原則1-4）、後継者計画（補充原則4-1③）、取締役会の実効性評価（補充原則4-11③）などが挙げられますが、これらに関しては、株主総会で質問を受ける可能性を想定して、会社としての方針等も踏まえて、回答内容の検討・準備を行っておくべきと考えられます。

CORPORATE NEWSLETTER

IV. その他近時の動向を踏まえた留意点

1. 株主の動向

(1) 出席株主の動向

株主総会への株主の関心の高まりを反映してか、株主総会への出席人数等は、概ね漸増傾向にあり、本年6月定時株主総会においても、その傾向に大きな変化はないものと見込まれます。したがって、会場のキャパシティ、第2会場の準備の必要性、配布書類の準備等については、その点を踏まえた検討が必要となります。

(2) 機関投資家の動向

機関投資家の議決権行使に影響を与える議決権行使助言会社の助言方針に関する動向として着目すべき主な点としては、Institutional Shareholder Services Inc. (ISS) の2016年の改定版のポリシーが公表されたことが挙げられます。新しい取締役選任議案ポリシーにおいては、従来「社外取締役が一人もいない場合」経営トップである取締役の選任議案に反対投票を推奨するとされていたところを、2016年2月に開催される株主総会から、「最低2名の社外取締役がいない場合」経営トップである取締役の選任議案に反対投票を推奨することに改められています。また、ISSの取締役選任議案ポリシーに関しては、2015年から既に導入されているものではありませんが、資本生産性が低く（過去5期平均の自己資本利益率（ROE）が5%を下回り）かつ改善傾向（直近の会計年度のROEが5%以上）にない場合、経営トップである取締役の選任議案に反対を推奨するというROE基準があり、これについても、役員選任議案との関係で影響の大きい事項として、引き続き留意をする必要があります。

なお、ISSの2016年改定版ポリシーにおいては、買収防衛策議案に対する基準のさらなる厳格化も図られており、今後、買収防衛策の導入・継続を検討する会社においては、この点も念頭に置いておく必要があります。

2. 本年の総会に向けたその他の想定問答の準備

昨年の6月総会においては、好調な企業業績も背景に、株主の質問事項も、経営政策や株主還元等の質問が中心となったようです。CGコードを背景にコーポレートガバナンスに対する株主の関心が高まりつつあることは前記のとおりですが、その他の株主の基本的な関心事・質問の傾向は、本年6月定時株主総会においても例年から大きく変わるものではないと思われます。したがって、業績の見通し、株主還元に対する会社の見解・方針、中期経営計画へのコミットメント、資本効率に関する経営指標（ROE）等については、引き続き十分な想定問答の準備が必要です。

CORPORATE NEWSLETTER

また、昨今上場企業における会計不祥事の問題やデータ偽装等の問題が続いたこともあり、本年6月定時株主総会においては、他社の不祥事に関連して、自社の現状の管理体制・運用状況が十分であるか等の質問がなされることも予想されます。その他の時事問題として、震災等を踏まえた危機時の対応（危機管理、BCP、業績への影響等）にも改めて関心が高まっているところであり、例年の想定問答に加えて準備をしておく必要があります。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com